

磐田市告示第365号

磐田市役所本庁舎外3支所宿日直業務委託における手数料の徴収事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

磐田市長 草地 博昭



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
株式会社エヴァーブルー 代表取締役 有賀 公哉  
浜松市中央区子安町315番地13
- 2 指定公金事務取扱者に指定をした日  
令和8年9月30日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
磐田市役所本庁舎、磐田市福田支所、磐田市竜洋支所及び磐田市豊岡支所の宿日直業務  
における死体処理手数料及び電子申請証明書手数料
- 4 指定公金事務取扱者に指定をした期間  
令和8年10月1日から契約期間満了まで